

平成19年(ワ)第1904号・4279号 ボランティア基金返還等請求事件
原告 鎌田まりみ 外35名
被告 アーク・エンジェルズこと林俊彦

準備書面 (被告7)

2008年(平成20年)7月22日

大阪地方裁判所 第11民事部合H係 御中

被告訴訟代理人弁護士 橋 口 玲



同(担当) 太 田 健 義



記

第1 支出した費用について

乙1乃至5は、古谷会計事務所が作成した月次損益管理表である。

それによれば、平成18年9月の事業活動費用は188万5137円、10月は127万1058円、11月は495万1661円、12月は232万8033円、平成19年1月は638万6322円であり、合計は1682万2211円となる。

上記の金額は、乙1乃至5の内訳を見れば分かるとおり、外注費や福利厚生費などの固定経費も含まれている。しかし、被告は、日々の活動の中でいわゆる広島ドッグパーク問題に取り組んだのであるから、日々の活動費や固定経費も犬の救援活動の中で費消されているものとして、事業活動費すべてが犬の救援に必要であった費用であると考えている。